

「生物多様性とくしま戦略2018-2023（案）」の概要

1 戰略改定の趣旨

「生物多様性基本法」第13条の規定に基づき、平成25年10月に策定した「生物多様性とくしま戦略」が、策定から5年目を迎えていることから、国内外における生物多様性に関連する新たな動向や課題を踏まえた上で、国連加盟国の共通目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」や、気候変動の「緩和策」及び気候変動への「適応策」の考え方等を盛り込み、戦略を改定する。

2 戰略の期間

平成30年10月から5年間

3 戰略の長期目標と施策体系

(1) 長期目標

「生物多様性という地域資源を活かした、コンパクトな循環型社会の実現」

(2) 施策体系

長期目標の実現に向けて、「4つの方向性」のもと、「8つの目標」と「56の行動計画」を設定するとともに、特に重点的に取り組む「8つの重点プロジェクト」を設定

【8つの重点プロジェクト】

- 1 自然と生き物に優しい、エシカルな消費・暮らしの提案
- 2 生物多様性リーダーの継続的な育成と活躍の場づくり
- 3 「徳島県版生態系影響外来種リスト（仮称）」の公表と外来種のモデル的な駆除の実施
- 4 自然エネルギーの利用を促進するための生物多様性や生態系の保全への配慮のあり方についての検討
- 5 「とくしま生態系レッドリスト（仮称）」の公表とそれに基づく貴重な生態系の保全・活用方針の検討
- 6 生態系を活用した減災・防災（Eco-DRR）のあり方についての検討
- 7 事業者等の生物多様性や生態系の保全への取組みに関する認証制度の創設
- 8 生物多様性の保全活動を推進・継続するための資金調達のあり方に関する検討

4 戰略の評価・検証

毎年PDCAサイクル（計画－実行－評価－改善）による進捗管理を行いながら、5年に一度の改定に当たっては、行動計画の達成状況について外部委員による評価を実施。

| 方 向 性 | 重点プロジェクト |
|--------------------------------------|---|
| I 自然と生き物に優しくエシカルに暮らす | <p>(1) 自然と生き物に優しい、エシカルな消費・暮らしの提案 SDGsの考え方やエシカルな暮らしの県民への浸透を図る。</p> <p>(2) 生物多様性リーダーの継続的な育成と活躍の場づくり 生物多様性リーダーの育成とリーダーによる生物多様性に配慮した暮らしの呼びかけを行う。</p> |
| II 自然への負荷を減らし、生物多様性の損失や生態系の劣化を止める | <p>(3) 「徳島県版生態系影響外来種リスト（仮称）」の公表と外来種のモデル的な駆除の実施 外来種による生態系への影響の周知・啓発とモデル的な駆除活動を実施する。</p> <p>(4) 自然エネルギーの利用を促進するための生物多様性や生態系の保全への配慮のあり方についての検討 各種事業の実施に伴う土地利用に関し、生物多様性や生態系の保全についての配慮方針のあり方を検討する。</p> |
| III 良好な生態系を守り、劣化した生態系を修復し、活用していく | <p>(5) 「とくしま生態系レッドリスト（仮称）」の公表とそれに基づく貴重な生態系の保全・活用方針の検討 県内の特に貴重な生態系についての情報発信と持続可能な活用方法を検討する。</p> <p>(6) 生態系を活用した減災・防災（Eco-DRR）のあり方についての検討 森林や農地等の生態系が持つ水源涵養等の機能を活用した減災・防災の推進のあり方を検討する。</p> |
| IV 生物多様性・生態系を保全する仕組みをつくり、推進する | <p>(7) 事業者等の生物多様性や生態系の保全への取組みに関する認証制度の創設 認証制度の創設と消費者への浸透を図る手法を検討する。</p> <p>(8) 生物多様性の保全活動を推進・継続するための資金調達のあり方に関する検討 生物多様性の保全活動を推進・継続していくための民間資金の活用手法を検討する。</p> |

「生物多様性とくしま戦略2018-2023（案）」の施策体系

4つの方向性

8つの目標

56の行動計画（☆：新規）

I 自然と生き物に優しくエシカルに暮らす



- | | |
|----|-----------------------------------|
| 1 | 自然・生き物と人が共生した持続可能な社会を築くための人材を育成する |
| 1 | 生物多様性リーダーの育成 |
| 2 | 生物多様性環境学習プログラムの推進 |
| 3 | ☆自然環境の保全活動を担う人材の育成 |
| 4 | ☆生物多様性の啓発・保全プログラムを実施できる団体の育成 |
| 5 | 野生鳥獣管理の担い手の育成 |
| 6 | 協働活動や農林水産業に参画する多様な担い手の育成 |
| 2 | 自然と生き物を守っていくための情報を集積・共有する |
| 7 | 市町村のための生物多様性地域戦略策定ガイドラインの作成と情報提供 |
| 8 | とくしま生物多様性センターのマネジメントによる情報共有の促進 |
| 9 | 大学・研究機関等との連携による科学的知見の集積・共有 |
| 10 | 自然環境保全活動やモニタリング調査等を行う団体に係る情報の共有 |
| 11 | 官民協働による指標生物調査の実施 |
| 12 | 自然資源の管理に関する伝統的・文化・技術の協働調査の実施 |

II 自然への負荷を減らし、生物多様性の損失や生態系の劣化を止める



- | | |
|----|---|
| 3 | 化学物質による自然界への負荷を減らす |
| 13 | 県民の生活排水対策に向けた啓発・支援及び事業場排水の適正処理のための施策の実施 |
| 14 | 「とくしま生活排水処理構想2017」の推進 |
| 15 | 公共用水域等の水質測定調査の実施 |
| 16 | 環境への負荷の少ない「持続性の高い農業」の推進 |
| 17 | ☆「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」の推進 |
| 4 | 外来生物の侵入や野生鳥獣の増加による自然への負荷を減らす |
| 18 | 「徳島県版生態系影響外来種リスト（仮称）」の普及啓発 |
| 19 | 官民協働による侵略的外来種の発見と駆除活動の推進 |
| 20 | 農林水産物への鳥獣被害防止対策の推進 |
| 21 | 「徳島県特定鳥獣適正管理計画」に基づく野生鳥獣の適正管理の推進 |

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



17の持続可能な開発目標

III 良好的な生態系を守り、劣化した生態系を修復し、活用していく



| | |
|------------------------------|--|
| 5 野生生物・生態系を守り、良好な生態系を増やす | <p>22 「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」の推進 23 絶滅危惧種の保護・増殖に向けた定期的見直しの実施 24 希少野生生物の生息区域外での保全に係るモデル的取り組みの実施 25 ニホンカモシカ調査の実施 26 ☆ツキノワグマの生息調査の実施及び保護・増殖対策の検討 27 県産郷土作物等の品種の調査・資源の保存 28 剑山周辺の良好な生態系の保全と再生 29 四国山系のコリドーネットワークづくりの検討 30 自然公園地域のモニタリング調査や保護活動の推進 31 里海づくりの推進 32 海洋保護区の検討 33 「とくしま生態系レッドリスト」の作成と活用 34 奥地の水源地や景観及び自然環境の保全を図るための保安林指定の推進 35 剑山頂上部の植生の保護と再生 36 とくしまビオトープ・プランの推進 37 高丸山千年の森づくりをモデルとした自然再生型植栽の推進 38 「健全で豊かな森林」をつくるための造林や間伐の実施、針広混交林等への誘導 39 森林資源モニタリング調査を活用した地域森林計画による森林整備 40 間伐等による健全な森林の整備 41 耕作放棄地の再生・有効活用 42 魚道整備・修繕、スリット式ダム整備の検討・推進 43 干潟・藻場の保全実現に向けた推進 </p> |
| 6 野生生物・生態系を適正に管理し、持続的に活用していく | <p>44 産官連携による竹林管理の推進 45 ☆グリーンインフラとしての生態系活用に係る検討 46 森林資源の積極的な活用を図る「林業プロジェクト」の推進 47 「エネルギーの地産地消」の推進 48 適正な養殖漁場の環境管理の推進 49 資源管理計画の策定推進 </p> |

IV 生物多様性・生態系を保全する仕組みをつくり、推進する



| | |
|----------------------------|--|
| 7 保全活動促進のための仕組みと制度を整え、活用する | <p>50 「徳島県公共事業環境配慮指針」、「徳島県田園環境配慮マニュアル」等に基づく自然環境に配慮した公共事業の推進 51 土地利用と良好な生態系の保全との両立 52 ☆事業者等の生物多様性保全に係る取り組みを評価認証する制度の創設 53 関西広域連合による連携を視野に入れた生物多様性や生態系の保全に配慮した農産物の流通拡大の仕組みづくりの検討・推進 54 エシカル農産物認証制度の推進 </p> |
| 8 継続的な保全活動のための資金調達の仕組みをつくる | <p>55 森林の二酸化炭素吸収量を活かした排出量取引制度の推進 56 外部資金による生物多様性や生態系保全活動の推進 </p> |